

JAS法

- ・ JAS : Japan Agricultural Standard = 日本農林規格の英訳の略称
- ・ 日本農林規格：農林物資（飲食料品・農産物・林産物・畜産物・水産物）についての品質の基準と品質に関する表示の基準を内容とする全国統一の規格（Standard）
- ・ JAS法：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号）

JAS制度とは

- ・ 「JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）」に基づく制度
- ・ 農林物資の 品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び 使用又は消費の合理化を図る
- ・ 以下に示す2つの制度にて構成される

<u>JAS規格制度</u>	・ 農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークをつけることを認める制度。 ・ 格付を受けるか否かは製造業者の意志に委ねられている<u>任意な制度</u>
<u>品質表示基準制度</u>	・ 一般消費者の選択に資するために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務付ける<u>強制力の伴う制度</u>



JASマークの色々

JAS規格制度に基づくマークの種類を下表に整理する

マークの形態	マークの意味
	<u>JASマーク</u> 品位、成分、性能等の品質についてのJAS規格（一般JAS規格）を満たす食品や林産物などに付されます。
	<u>有機JASマーク</u> 有機JAS規格を満たす農産物などに付されます。有機JASマークが付されていない農産物と農産物加工食品には「有機○○」など表示することができません。
	<u>特定JASマーク</u> 特別な生産や製造方法についてのJAS規格（特定JAS規格）を満たす食品や、同種の標準的な製品に比べ品質等に特色があることを内容としたJAS規格を満たす食品に付されます。
	<u>生産情報公表JASマーク</u> 生産情報公表JAS規格を満たす方法により、給餌や動物用医薬品の投与などの情報が公表されている牛肉や豚肉、原材料や製造過程などの情報が公表されている加工食品等に付されます。

有機 J A S 認証制度

- ・平成 11 年度より[有機 J A S 認証制度](#)がスタート。
- ・有機 J A S 認証制度とは、農林水産大臣に登録した[第三者機関（登録認定機関）](#)が、有機農産物等の生産行程管理者（農家や農業生産法人等）や[製造業者を認定](#)し、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機 J A S 規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断されたものに[有機 J A S マーク](#)を付し、「有機」の表示ができる制度。
- ・有機食品の J A S 規格は、以下の生産方法を定めている

有機農産物	・種まき又は植え付け前 2 年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用していない田畑で栽培する。 ・栽培期間中も禁止された農薬、化学肥料は使用しない。 ・遺伝子組換え技術を使用しない。
有機畜産物	・飼料は主に有機の飼料を与える。 ・野外への放牧など、ストレスを与えずに飼育する。 ・抗生物質等を病気の予防目的で使用しない。 ・遺伝子組換え技術を使用しない。
有機加工食品	・化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用は極力避ける。 ・原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機食品である。 ・遺伝子組換え技術を使用しない。

J A S マーク違反による罰則

- ・表示の除去、販売の禁止等の命令に従わなかった場合は、[50 万円以下の罰金](#)。
- ・J A S 認定の無い業者が J A S マークを添付した場合は、[1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金](#)
- ・この制度により、有機栽培（オーガニック）表示ができる商品が極端に減った

J A S マークの問題点

- ・[有機 J A S マークが貼られた農産物というのは、認証機関がそれを有機農産物だと証明しているものではない。](#)（筆者注：生産物個々に対する認証でなく、生産過程の一般的な認証という意味に思われる）
- ・個々の農産物については[生産者自身が有機農産物だと認めて有機 J A S マークを貼っている](#)。
- ・有機 J A S 認定を受けないと、有機やオーガニックという用語は使用できない。しかし『[無農薬](#)』[コーヒ](#)ーだったら問題ない。[『無化学肥料』](#)も可

有機他の定義の経緯

- ・農産物に対する安全性や健康指向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていた
- ・平成 4 年に「[有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン](#)」を制定し表示の適正化を図ってきた。
- ・しかし、[自己申告](#)による「有機」表示で、違反行為に対する罰則がない。
- ・表示が任意なため、[信頼性](#)の面からも完璧な表示でない。
- ・「特別栽培農産物」の区分（無農薬、減化学肥料、減農薬・・・等々）は、[有機の定義をあいまいにし](#)、「有機低農薬」といった意味不明の表示の氾濫の一因となった。

- ・無農薬栽培は化学肥料を使用しても良いし、無化学肥料栽培は化学合成農薬を使用しても良い。

栽培方法	農薬	化学肥料	定義
減化学肥料栽培	○		化学肥料の使用回数が当該地域で使用されている回数のおおむね 5 割以下の栽培方法によって生産された農産物
減農薬栽培		○	化学合成農薬の使用回数が当該地域で使用されている回数のおおむね 5 割以下の栽培方法によって生産された農産物
無化学肥料栽培	○	×	化学肥料を使用せずに、栽培して収穫した農産物
無農薬栽培	×	○	化学合成農薬を使用せずに、栽培して収穫した農産物
有機栽培 (オーガニック)	×	×	化学肥料および化学合成農薬のいずれも使用せずに 3 年以上経った畑で、栽培して収穫された農産物

○ = 使用している = 5 割以下使用 × = 使用していない

- ・そこで平成 11 年度より、有機栽培 (オーガニック) の表示において規制が定められるようになった。

■ 有機基準・認証の法制化の背景

- ・国際基準 (グローバル・スタンダード) の動きに伴い、WTO (世界貿易機構) 体制の下、各国は [コーデックス基準に準拠した有機食品の基準・認証制度の法整備](#) を求められた。

	日本	海外
1990		・米国有機食品生産法の成立 ・有機食品の国際ガイドラインを作成することをコーデックス委員会総会で決定
1991		・有機食品に関する EC 規則の採択
1992	・農水省ガイドラインの制定	
1996	・農水省ガイドライン一部改正 (生産管理要領の制定)	
1997	・農水省ガイドライン一部改正 (米麦の追加、輸入品への適用明示) ・「有機食品の検査・認証制度検討委員会」を設置	・米国有機食品生産法第一次施行規則案の公表
1998	・有機食品の検査・認証制度の法制化決定	
1999	・有機認証制度を含む JAS 法の改正	・有機食品の国際ガイドラインがコーデックス委員会総会で採択 (畜産を除く)